

## 東峰村バーチャル村民ウォーキング事業 実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東峰村（以下「村」という。）の区域外に住所を有する者がスマートフォンの内蔵歩数計を用いて計測された歩数に応じてポイントが付与され、当該ポイントを村の商品等へ交換する事によって、村民と共に楽しみながら健康づくりに取り組み、更に地域の活性化を推進する、東峰村バーチャル村民ウォーキング事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東峰村の区域外に住所を有する日本在住のスマートフォン保持者（以下「村外参加者」という。）で、かつ、20歳以上の者とする。
- (2) 本事業に参加するにあたり、必要なアプリ（無料）のインストール・設定を自己完結出来、アプリの通信料金を負担できる者。
- (3) 個人参加に限る。

### (参加申請)

第3条 前条の各号に掲げる者のうち、本事業への参加を希望する者は、次のとおり参加の申請を行うものとする。

- (1) 前条第1号、第2号に掲げる者のうち、本事業への参加を希望する者は、東峰村公式ホームページの東峰村バーチャル村民ウォーキング事業参加登録フォームより申込情報の送信をもって申請を行ったものとみなす。
- (2) 本事業において、参加時には個人情報の取得は行わず、景品交換の申込を行った際のみ必要最低限の情報を得るものとする。

### (参加者の決定)

第4条 村は、前条に基づく参加申請を受け付けたときは、当該参加申込者用のIDを発行する。参加者の決定は、発行したIDのアプリへの登録をもって決定とする。

### (参加者の負担)

第5条 参加者は、参加に係る経費の一部を負担するものとする。この場合の経費とは、アプリのインストールや歩数登録等に伴う通信費をいう。

### (IDの管理)

第6条 村が発行したIDは、一意のIDとし、ランキングの集計や景品交換の管理等に利用するものとし、参加者が自由に変更することを禁止する。

(IDの再配付)

第7条 村が発行したIDの再配付は原則として行わない。ただし、東峰村企画政策課が必要と認めた場合は、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第8条 参加者は、村が発行したIDを第三者に譲渡してはならない。

2 村が発行したIDの譲渡等が発覚した時は、村はその参加者の参加登録を抹消することができる。

(ポイントの付与)

第9条 本事業におけるポイントは、村が決定した歩数に応じて参加者に付与するものとする。

2 村外利用者は村内に設置してあるリーダーにより来村ポイントを取得する事が出来る。但し、来村ポイントは1日1回までとし、年24回の付与を上限とする。

3 ポイントは、1日40ポイント(2万歩分)を上限とし、参加者所有のスマートフォンにて総ポイントは確認できることとする。但し、来村ポイントは歩数ポイントの上限の対象とはならない。

4 参加者が獲得したポイントは、第三者に付与及び譲渡してはならない。

(ポイントの交換)

第10条 本事業において参加者が獲得したポイントが希望する商品等の交換レートを越えたときは、アプリ上でポイント交換申請を行うことができる。

2 村は、前項の申請があった場合、その内容などを確認の上、適切であると認めたときは、商品を参加者へ交付するものとする。

(村による登録変更及び抹消)

第11条 村は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加登録を変更または抹消することができる。

(1) 参加者から退会の申請があった場合

(2) 3か月以上継続して、本事業のサービスを利用しなかった場合

(3) 本事業サービスを終了する場合

(4) その他、虚偽の申告等により企画政策課が必要と認めたもの

2 村は、第9条第2項及び前項に基づき参加登録を抹消するときには、やむを得ない事情

がある場合を除き、当該参加者に事前にその旨を通知するものとする。

(参加者による登録変更)

第12条 軽易な登録内容の変更は参加者が行うものとする。但し、第6条に基づき、村が発行したIDの変更は禁止とする。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第13条 本事業で収集した個人情報は、すべて村に帰属するものとする。

2 本事業で収集した個人情報は、村が管理する。

3 村は収集した個人情報を本事業の目的以外に使用することはできない。但し、村は、本事業から得た情報及びデータを個人が特定できない形で統計・分析等に利用することができる。

4 村は本事業に係る履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。この事業が終了した後も同様とする。但し、村が司法手続き又は法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

(事業の所管)

第14条 本事業の所管は東峰村企画政策課とする。

(施行期日)

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。